

須磨離宮公園 キッチンカー等出店事業者募集要項

令和5年1月

(公財)神戸市公園緑化協会

1. 募集の目的

公益財団法人神戸市公園緑化協会(以下「協会」という。)は、神戸市から指定された指定管理者の代表者として、須磨離宮公園の管理運営を行っています。

須磨離宮公園は、平安時代の史跡や六甲山系から連なる緑に囲まれた丘陵から、はるか大阪湾を望むロケーションにあります。皇室の別荘「武庫離宮」、旧岡崎財閥私邸の遺構から、かつて別荘地として愛された須磨の地を体感することができます。また、バラをはじめとする四季折々の花やフィールドアスレチック「子供の森」などもあり、家族で楽しめる公園となっています。

本募集要項により、園内の賑わい創出や入園者の利便性向上を図るとともに、キッチンカー等により利用者ニーズに合った飲食物の販売を安定的に行うことができる運営事業者(以下「出店者」という。)を公募いたします。

2. 募集概要

(1) 須磨離宮公園の概要

① 所在地 神戸市須磨区東須磨 1-1

最寄駅 山陽電車 月見山・須磨寺駅より徒歩 10 分

② 運営内容

開園時間 9 時～17 時

入園料 15 歳以上(中学生を除く)400 円、小・中学生 200 円

駐車料金 乗用車 1 回 500 円、バス 1 回 2,000 円

③ 施設内容

○本園エリア (面積 約 17.8 ヘクタール)

主な施設:噴水広場、王侯貴族のバラ園、花しょうぶ園、フィールドアスレチック「子供の森」、レストラン(ガーデンパタジェ須磨離宮)、駐車場約 300 台

○植物園エリア (面積 約 5.2 ヘクタール)

主な施設:観賞温室、和室・和庭園、花の庭園、梅園、ぼたん園、駐車場(予約制)20 台

(2) 募集内容

既存の園内レストラン(ガーデンパタジェ須磨離宮)を補完し、飲食物の販売を行うことにより入園者に利便を提供し、公園の賑わいづくりにつながるキッチンカー並びにテント出店による出店者を募集します。

なお、須磨離宮公園は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の入園者の方々にご利用いただいており、幅広い入園者が気軽に購入でき、満足を得られる飲食物を販売してください。

3. 出店条件

(1) 出店契約の締結

応募受け付け後に、協会との契約書として出店に係る覚書を締結していただきます。

(2) 契約期間

協会との契約期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

なお、出店状況を踏まえて、同一条件でさらに令和7年3月31日まで更新する場合があります。ただし、契約期間中に協会が須磨離宮公園の指定管理者の指定を取り消された場合、契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行いません。

(3) 出店方法

① キッチンカーによる出店

② テント設営による出店

(この場合、営業に必要となるテント、テーブル、イス等は出店者の負担と責任において設置していただきます。

(4) 営業日数

出店者は、4月～6月、9月～11月、3月の間に少なくとも各月2回は出店し、契約期間中の1年間で30日以上出店してください。

なお、上記以外の月にも協会から出店日を指定する場合があります。

(5) 営業時間

公園の開園時間(午前9時から午後5時まで)内で出店者の判断により営業してください。

なお、公園の開園時間を延長する日は、開園時間に合わせて延長できるものとします。

(6) 雨天時営業中止

雨天の場合、協会からの指示により営業を中止していただきます。

(7) 出店場所

出店場所については、レストハウス・潮見台休憩所・観賞温室の周辺には出店できません。

(観賞温室西側の花の広場は出店できます。)

それ以外の場所であれば、原則として希望する場所に出店できるものとしますが、入園者の通行を阻害しないように注意してください。

また、複数の出店者の出店日と希望場所が重複する場合、出店場所につき協会と協議のうえ決定するものとします。

4. 出店者の経費負担

出店者は、以下に掲げる経費を負担してください。

(ア) 納付金

毎月末の月締めでの売上額(税抜)に15%を掛け、消費税を加算した額の納付金を、協会の指定する期日までに納付してください。

(イ) 店舗運営費・維持管理費用(人件費、材料費、光熱水費、修繕費等)

※希望する場合は、公園内の電源と水道を使用することができ、その場合、電気使用料は1日当たり800円(税別)、水道使用料は1日あたり200円(税別)を、それぞれ協会に納付していただきます。

(ウ) 原状回復費用

5. 遵守事項等

(1) 営業に係る権利の譲渡等の禁止

出店者は、その営業に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用・代行させることはできません。出店者が自ら営業してください。

(2) 営業に関する注意事項

① 什器・備品・釣銭

営業に必要な什器・備品・釣銭等は、すべて出店者が用意してください。

② 電気・水道

・必要な場合、協会が指定する固定電源及び水道栓を使用することができます。

(ただし、出店場所によっては固定電源・水道栓を使用できないことがあります。)

・固定電源及び水道を使用する場合、それぞれの使用料金を協会の請求に基づき、指定する期日までに指定する方法により支払ってください。

③ 廃棄物処理

・販売により発生した廃棄物は、排水も含めてすべて出店者の負担において処分してください。

・店舗には、ごみ箱を設置し、周辺を清潔に管理してください。回収したごみも、出店者の負担において処分してください。

④ 搬入・搬出

・園内でのキッチンカー(又は店舗設営車両)の通行は、開園後の1時間以内及び閉園前1時間以内とする。

・園内走行に当たっては、時速10km以下での徐行を厳守し、入園者を優先するとともに、入園者に対して細心の注意を払うこと。

・万一事故が発生した場合は、速やかに公園管理事務所に報告のうえ、事業者の責任において迅速に対応してください。

・園内での車両通行に当たっては、園内に進入する前に、公園管理事務所にて所定の「車両入場証」を受け取り、車両前面に掲示してください。

⑤ 営業に伴う手続き

営業に当たって必要となる手続きは出店者が行ってください。

⑥ 施設の維持管理

出店者は、公園の施設等を善良な管理者の注意をもって利用してください。

⑦ 売上報告

出店日の売上については、翌日までに数量、売上金額を記載したジャーナルまたはPOSレジデータ等の証拠書類を添えて報告してください。

⑧ 出店者会への参加

・協会等が実施するイベントや作業状況など情報共有を図るため、既存の園内レストラン(ガーデンパタジェ須磨離宮)も含む「須磨離宮公園 出店者会」(仮称)の設置を予定しています。

・出店者は、同会に加盟するものとし、2か月に1回程度開催する出店者会の定例会に出席してください。

(3) その他注意事項

① 公園内は全面禁煙です。

② 大音量での音楽放送等は禁止します。

③ 協会の指示に従わない場合や出店者として決定した後にキャンセルした場合は、契約解除する場合があります。

④ 入園者に対しては、誠実な対応と良好なサービス提供を心掛け、苦情等が発生した場合は、出店者の責任と負担により対処してください。

⑤ 法令等の遵守

出店に当たっては、都市公園法、神戸市都市公園条例、労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令、食品衛生法、個人情報保護に関する法律、神戸市個人情報保護条例、その他関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守してください。

6. 事業の中止、原状回復義務・補償

(1) 契約解除

契約期間中であっても以下に該当した場合には、いかなる事由があっても契約を解除することがあります。ただし、協会は出店者に対し、損害等の一切の補償は行いません。

・出店者が都市公園法第 27 条の規定に基づく監督処分を受けた場合

・出店者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合

また、以下に該当した場合には、協会はただちに契約を解除するとともに覚書に定める違約金を出店者に請求します。

・応募資格に虚偽、違反する事象が判明した場合

・出店者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反が判明した場合

(2) 原状回復義務について

営業日の営業終了時には、出店者の負担により出店場所を原状回復するものとします。

なお、園内の舗装等の施設や植栽に損傷が生じた場合は、出店者の責任と負担において原状回復するものとします。

7. 応募資格

出店者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、契約締結後において要件を満たさないことが判明した場合は、契約を解除することがあります。

① キッチンカーについては、キッチンカー所有者の住所が神戸市内にあり、かつ国土交通省神戸運輸監理部(魚崎庁舎)において自動車登録を行っていること。

テント出店者については、法人の本社・本店を神戸市内に置いていること、又は個人営業の場合は、店舗を神戸市内に置き、出店者も神戸市内に在住していること。

② 当該営業に必要な資格及び免許を有していること

③ 次の a～c のいずれにも該当しない者であること

a 出店に係る契約を締結する能力を有しない

b 破産者で復権を得ない

c 国税及び地方税の未納がある

④ 次の a～f のいずれにも該当しない者であること(いずれかに該当する者であって、その事実があった後 3 年経過したものを含む)であること

a 神戸市又は協会の行った競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

b 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき

c 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げたとき

- d 正当な理由なく神戸市又は協会との契約を履行しなかったとき
 - e 神戸市又は協会の行った競争入札又はせり売りの落札者が、落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき
 - f a～eの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員または実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する者)に該当しないこと
- ⑥ 業務の従事者は暴力団員またはこれに準じる者でないこと

8. 応募手続きとスケジュール

(1) 募集要項の配布

令和5年1月25日(水)～2月20日(月)

※上記期間内に須磨離宮公園のホームページよりダウンロードしてください。

(2) 応募書類提出期限

令和5年3月10日(金)17時締切

出店希望者は、次項の応募書類を電子メールにて送信してください。

※応募に当たっては、書類提出は電子メールのみでの受け付けとなりますので、ご注意ください。

(3) 質問

出店希望者は、以下の通り質問を行うことができます。

【受付締切】 令和5年2月20日(月) 17時

【質問方法】 電子メールで送信してください。(様式自由)

【回答】 令和5年2月27日(月) までに電子メールにて回答します。

(4) 公園内の下見

出店希望者は、応募書類の提出に当たって、募集要項の配布期間中に公園を下見できます。

下見の希望日については、希望日の3日前までに電子メールにて申し込んでください。

9. 応募書類(出店計画書)

上記の内容を踏まえて、以下のとおり年間の出店計画書を作成し、応募に当たって協会に提出してください。

(1) 須磨離宮公園出店計画書(様式自由、A4サイズにて作成)

表題を「須磨離宮公園出店計画書」とし、提出年月日、出店者の住所又は所在地(ふりがな)、氏名(ふりがな)・生年月日、又は法人名称(ふりがな)(法人の場合、代表者の氏名・生年月日)、連絡先電話番号・電子メールアドレスを必ず記載すること。

(2) 出店計画書記載事項

①令和5年4月1日～令和6年3月31日の間の出店予定日・営業時間・出店場所

※出店予定日は、「毎月第2・第3日曜」のような記載も可とします。

※出店場所については、添付資料③「園内マップ」を参照して記載してください。

希望する出店場所が複数ある場合は、すべて記載してください。

なお、特に希望がない場合、「希望なし」として記載してください。

② 販売品目及び販売価格(販売品目には実物写真も付してください)

(3) 添付書類(各1通)

① 神戸市内(又は兵庫県内)での営業許可証(写し)

② 納税申告書(写し)(消費税及び地方消費税)(令和4年10月1日以降発行分)

③ キッチンカー(又は設置するテント)の実物写真

④ キッチンカーの自動車検査証(写し)

(4) 応募書類の取扱い

① 応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

② 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

③ 提供を受けた個人情報・営業情報は、契約目的のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

④ 応募書類提出後は、記載内容の変更はできないものとします。

⑤ 必要に応じて協会から問い合わせを行うことがあります。

10. 契約の締結

期限内に応募書類を提出した出店希望者と、出店に係る契約(覚書)を締結します。

ただし、応募書類の内容に関して、この募集要項に違反している場合や虚偽記載が判明した場合、覚書を締結しないので注意してください。

また、応募書類の内容によっては、覚書を締結しないことがあります。

なお、複数出店者の営業内容が重複する場合、出店計画の調整と変更を求める場合があります。

11. 営業開始日

令和5年4月1日以降

※出店日程については、出店者会(仮称)において日程調整を行うことがあります。

12. 応募書類提出先(問い合わせ先)【事務局】

【電子メール】 rikyuu@kobe-park.or.jp

〒654-0018 神戸市須磨区東須磨 1-1 須磨離宮公園 管理事務所

担当 副園長高田(たかた) 電話(078)732-6688

<添付資料>

① 覚書(見本)

② 令和元年度～令和3年度入園者数

③ 園内マップ

須磨離宮公園 出店営業 覚書

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下、「甲」という。）と （以下、「乙」という。）は、神戸市立須磨離宮公園での出店営業に関して、以下のとおり覚書を締結する。

第1条（出店場所）

乙は、キッチンカー等を甲が指定する場所に設置する。

第2条（契約期間）

この覚書の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第3条（営業内容）

- ① 乙は、「須磨離宮公園キッチンカー等出店事業者募集要項」（令和5年1月）（以下、「募集要項」という。）により、乙が甲に提出した出店計画書に基づきキッチンカー等の営業を行うものとする。
- ② 出店計画書と異なる営業を行おうとする場合は、甲乙協議のうえ、営業内容を決定するものとする。

第4条（売上報告）

乙は、営業日ごとの販売品目別売り上げ数量と売り上げ金額を、営業日の翌日までに甲に報告するものとする。

第5条（納付金）

- ① 乙は、売上金（税抜き）の15%に消費税を加算した額の納付金を甲に支払うものとする。
- ② 乙は、出店に当たって使用した須磨離宮公園の電気料金及び水道料金について、甲の請求に基づき甲に支払うものとする。
- ③ 乙は、前2項の納付金につき、1か月分をまとめて、甲の請求をもって営業日の属する月の翌月末までに甲に支払うものとする。
- ④ 前項の支払いは、現金支払い又は銀行口座振り込みによって行うものとする。口座振り込みによって納付する場合は、下記口座に振り込むものとし、口座振り込み手数料は、乙が負担するものとする。

三井住友銀行 神戸公務部（支店番号210） 普通預金

口座番号 3034684

口座名義 コウエキザイダンハウジン コウベシコウエンリョツカキョウカイ

- ⑤ 乙は、営業日の属する月の翌月末までに以上の納付金を支払わないときは、当該月末の翌日から納付までの日の期間の日数に応じて、その納付金額について年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を甲に支払うものとする。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。

第6条（権利譲渡等の禁止）

乙は、この覚書によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（指示監督）

甲は、この覚書の履行に関して必要があるときは、乙に指示又は監督することができ、乙はこれに従わなければならない。

第8条（賠償義務）

乙又は乙の代理人、使用人、顧客その他関係者が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙が一切の賠償責任を負うものとする。

第9条（原状回復義務）

- ① 乙は営業日ごとに営業を終了した後、出店場所周辺の清掃を行い、乙の負担により出店場所及びその周辺を原状に回復するものとする。
- ② 乙が上記の原状回復義務を履行しないとき、又は甲が必要と認めたときは、甲は乙に代って原状回復を行い、これに要した費用を乙に請求する。

第10条（契約解除）

甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは、この覚書を解除することができる。

- ① 乙が、納付金を納付期限の日から14日以上経過しても支払わないとき。
- ② その他、この覚書及び募集要項に定める義務を履行しないとき。
- ③ 上記のほか、この乙の故意又は過失により、この覚書に違反する行為があったとき。

第11条（違約金）

上記により、この覚書を解除するときは、乙は違約金として金200,000円を甲の指定する期日までに、甲の指定する方法で支払わなければならない。

第12条（覚書の失効）

- ① 天災地変その他甲乙の責めに帰すことができない事由により、この覚書を継続できなくなったときは、この覚書は失効するものとする。
- ② 神戸市により、甲の離宮公園の指定管理者の指定が取り消されたときは、この覚書は当然に終了するものとし、甲は乙に対して損害等一切の補償を行わない。

第13条（暴力団等に対する除外措置）

乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するもしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他同法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する者）に該当することが判明したときは、甲は乙に対して違約金の請求及びこの覚書の解除を行うことができる。

第14条（裁判管轄）

この覚書から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、神戸地方裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（疑義の解釈）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

神戸市須磨区緑台

甲 神戸市立須磨離宮公園指定管理者 神戸須磨離宮グループ
代表者 公益財団法人 神戸市公園緑化協会
理事長 岡田 健二

乙 ○○市○○○町○丁目○○番○号
(氏名) ○○ ○○○

添付資料②

須磨離宮公園 月間入園者数（令和1～3年度）

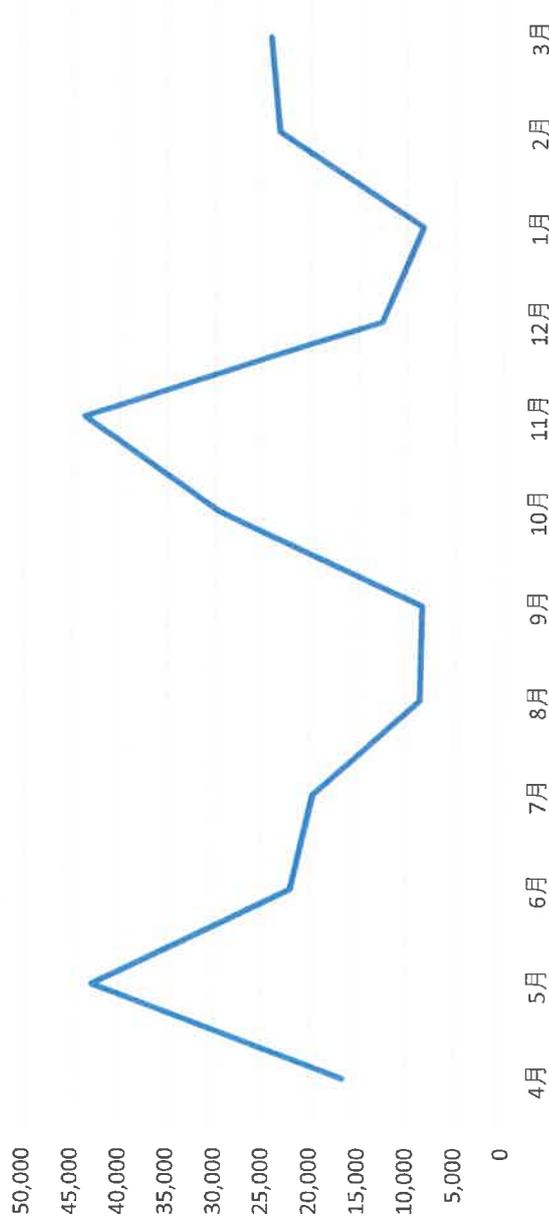
(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1	27,347	93,134	23,618	8,601	8,136	12,385	26,594	44,053	13,001	8,551	18,131	24,654	308,205
R2	5,594	15,485	18,631	7,077	9,202	17,112	31,497	43,424	11,545	7,116	32,802	22,033	221,518
R3	17,606	19,908	16,658	10,016	7,668	14,540	30,609	43,507	13,032	9,148	18,616	25,609	226,917
平均	16,849	42,842	19,636	8,565	8,335	14,679	29,567	43,661	12,526	8,272	23,183	24,099	252,213

※R1. 5月は神戸まつり「須磨音楽の森」(R2, 3年度は中止)の入園者数(32千人)を含む。

※新型コロナウイルスの影響により、R2. 4. 11～5. 25及びR3. 4. 25～5. 11の期間中臨時休園となり、須磨音楽の森は中止された。

須磨離宮公園 月別平均入園者数 (R1～3年度)



添付資料③ 園内マップ

●神戸女子大学
徒歩10分
入口階段

バス入口

トイレ
障害者用トイレ
ベビースペース
貸衣装

駐車場
貸衣装所
公共電話
コインロッカー
アメフト
スケット

観覧車
乗船所
休憩所
喫茶店
レストラン

子供の森
「宝島」(ステイプンソンの作)を題材にした
28ポイントのアスレチックコース。
自然の中で遊びながら体力づくりと森林浴が出来ます。
また、コースの最上層は展望台になっています。

園内のご案内
平安時代の史跡や
六甲山系から連なる森に囲まれた丘陵から、
はるか大阪湾を望むロケーション。
皇室の別荘「武庫野宮」、旧岡崎財閥私邸の遺構から、
かつて別荘地として愛された須磨の地を
体感することができます。
ハラをはじめ、四季を通じて、家族で楽しめる
公園となっています。

本園
面積 約17.8ヘクタール
メイン施設・噴水広場は、水をモチーフにした美しい噴風噴水庭園。
レストハウスから湧き出た水はメインフォール(瀑布)となって
カスケード(段々滝)を下り、キャナル(水路)に流れ、
最後は大噴水となります。
「王侯貴族のバラ園」をはじめ、「つばき園」、「花しゅうぶ園」、
サクラ、ツツジ等、四季折々に楽しめます。

植物園
面積 約5.2ヘクタール
植物種類 300種以上
中心部には、積算温度や和風・和庭園があり、
変化に富んだ地形を生かした、みどり池、三段瀑、もみじ池等の
水の変化が楽しめます。
園内には、各種の桜や「花の庭園」、「梅園」、「ぼたん園」、
「あじさい園」、「もみじ園」等が整備されています。

1つ的小径(月見山)
お散歩
公園

巨大湯船
お風呂
公園

